

証券コード 5801
平成22年6月4日

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河電気工業株式会社
取締役社長 吉田政雄

第188回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第188回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号

東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間

（末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。）

（当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第1号** 第188期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
- 第2号** 第188期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件
- 付議事項**
- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 取締役12名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 監査役の報酬額改定の件
- 第5号議案** 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

4. 議決権行使等についてのご案内

- (1) 本総会当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによりまして、議決権を行使いただくことができます。インターネットによる議決権行使につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- (2) 上記(1)による議決権の行使に際しましては、平成22年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 株主総会参考書類等に修正が生じた場合、当社ホームページ（<http://www.furukawa.co.jp/>）において、その内容をご通知いたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期の世界経済は、一昨年米国金融危機に端を発した深刻な景気後退に対する各国の公共投資などの積極的な金融・財政出動の効果が景気を下支えするようになり、緩やかな景気回復基調は見られたものの、依然として経済活動は米国金融危機前の水準を下回っており、また景気の下振れリスクも懸念される不安定な状況にありました。米国においては、雇用環境は依然として低い水準で推移しましたが、後半からは個人消費に改善の兆しもみられた反面、欧州では、景気回復の遅れに加え、ギリシャの財政危機などもあり、先行きが不透明な様相を呈しました。一方、アジアは、中国を中心とした新興国が早期の景気回復をみせ存在感を示すなど、当期の世界経済における景気の牽引役を果たしました。わが国におきましては、世界的な実体経済の悪化により、当期前半の特に第1四半期までは、前期同様厳しい環境が続きましたが、自動車などの製造業を中心にアジア向け輸出が増加するなど景気底入れの兆しが見えてきました。しかしながら個人消費などの国内需要の長期低迷、物価の下落や円高による企業利益の圧迫もあり、景気回復は自律性に乏しいものでした。

このような環境の下、当社グループにおきましては、現在の世界市場の厳しい環境に対応するため、徹底的な経費の見直しや固定費削減などのコストダウン諸施策を実施し、グループ一丸となって黒字確保に努める一方、新興国の通信・電力など伝送インフラ分野の投資需要を取り込むべく、中国での超高压送電ケーブルの増産やインドでの現地パートナーとの光ファイバ生産開始など積極的なグローバル展開を行い、また、高機能素材系の事業においても自動車用ワイヤーハーネスの商圏拡大や、ロシアでの発泡プラスチック製品新工場操業開始など、世界市場における当社グループのポジション強化の布石を打ってまいりました。また、引き続き事業やグループ会社の再編を促進し、事業の効率化やグループ経営体制の強化等を図ってまいりました。

当期の業績につきましては、国内および米国その他先進国の需要低迷や円高などの

影響を受けましたが、中国をはじめとする新興国の堅調な需要に支えられ、また、顧客の在庫調整が落ち着いたことや国内のエコカー減税等による自動車関連製品の需要回復などから、連結売上高は8,097億円（前期比21.6%減）と減収ではあるものの、期首に予想した売上高を確保することができました。また、海外売上高は2,492億円（前期比21.5%減）となりました。

損益につきましては、売上が回復傾向に転じたことに加え、グループをあげて取り組んだコストダウン諸施策も功を奏し、前期第4四半期に赤字に陥った営業損益は、当期第2四半期からは再び黒字となり順調に回復した結果、連結営業利益は203億円（前期比108.4%増）と、大幅な増益となりました。また、前期に実施した北米事業再編により米国子会社への円建て貸付金に伴う為替リスクが解消したことから、為替損益が大幅に改善し、連結経常利益は193億円（前期比341億円改善）となり、連結当期純利益は、事業構造改革費用や独占禁止法関連での引当金繰入等による特別損失を173億円、投資有価証券売却益等の特別利益を89億円計上した結果、97億円（前期比471億円改善）となりました。

単独の業績につきましては、売上高は3,504億円（前期比17.8%減）、営業損失は28億円（前期比69億円改善）、経常利益は26億円（前期比61億円改善）、当期純利益は29億円（前期比178億円改善）となりました。

なお、当社は、住友電気工業株式会社との折半出資会社であった原子燃料工業株式会社の当社保有株式1,000千株のうち、520千株につきまして、昨年5月に英国法人ウェスチングハウス・エレクトリック・ユークー・リミテッドに売却しました。また、昨年7月には富士電機アドバンステクノロジー株式会社（現 富士電機ホールディングス株式会社）とともにGaN（窒化ガリウム）パワーデバイスの共同開発を目的とした次世代パワーデバイス技術研究組合を設立しました。このほか、当社子会社であった古河総合設備株式会社は、昨年10月に富士電機E & C株式会社および富士電機総設株式会社と合併し、富士古河E & C株式会社としてスタートしました。

次に、部門別の状況について、ご報告いたします。

〔情報通信部門〕

情報通信部門におきましては、国内ではFTTH関連市場の需要が堅調だったことに加え、平成23年7月の完全移行に向け各地で整備が進む地上デジタル放送関連製品の売上も好調に推移しました。また、海外ではインド・中国などアジア向けの光ファイバの輸出が堅調に推移しました。一方、欧州など先進国においてインフラ関連の需要が低迷していたことや為替相場の影響などもあったことから、当部門の連結売上高は1,355億円（前期比14.8%減）となりました。損益につきましては、製品価格の下落などの影響がありましたが、固定費削減効果もあり、連結営業利益は98億円（前期比5.4%増）となりました。また、単独売上高は660億円（前期比11.8%減）となりました。

〔エネルギー・産業機材部門〕

エネルギー・産業機材部門におきましては、中国における高圧電力ケーブルの売上が好調であったほか、前期後半に急落した半導体製造用テープの需要がアジア向けを中心に回復するなど好材料もありましたが、銅線や建設用電線の売上が引き続き低迷したことなどにより、当部門の連結売上高は2,088億円（前期比24.7%減）となりました。損益につきましては、売上の減少による影響はあったものの、原油・副材料の値下がりや固定費削減の効果もあり、連結営業利益は37億円（前期比242.7%増）となりました。また、単独売上高は953億円（前期比20.7%減）となりました。

なお、昨年4月に、電気絶縁・防食用途テープ、放熱・熱伝導性シート等の製造販売を担うエフコ株式会社を当社に吸収合併しました。また、本年2月には電力部品分野の再編・強化の一環として、送電部品事業に強みをもつ子会社の旭電機株式会社を株式交換により完全子会社化しました。このほか、事業再編の一環として、床暖房事業を手がけていた子会社のサンサニー工業株式会社を、昨年8月にマックス株式会社へ売却しました。

〔金属部門〕

金属部門におきましては、リチウムイオン電池用銅箔の需要が回復し、銅地金価格上昇による製品の値上がりはあったものの、エアコンや建築配管などに使用される銅管の需要が低迷したこと、当期後半には回復の兆しがみられた電子機器部品市場も前半の落ち込みの影響が大きかったことなどから、当部門の連結売上高は1,196億円（前

期比29.7%減)となりました。損益につきましては、引き続き赤字ではありましたが、コストダウン施策の効果もあり、前期に比し改善し、連結営業損失は22億円(前期比27億円改善)となりました。また、単独売上高は779億円(前期比24.0%減)となりました。

〔軽金属部門〕

軽金属部門におきましては、上期は飲料用缶材の減少に加え、液晶・半導体製造装置向け等の厚板や一般汎用材の需要が回復せず売上数量が大幅に減少しました。下期には、電機、自動車関連をはじめとした需要回復を受け、自動車熱交換器用材料や厚板、一般汎用材の売上数量が急回復しましたが、上期の減少の影響が大きく、当部門の連結売上高は1,881億円(前期比19.6%減)となりました。損益につきましては、下期は売上数量が回復したものの、上期の売上低迷による悪化を補うまでには至らず、連結営業損失は2億円(前期比2億円改善)となりました。

〔電装・エレクトロニクス部門〕

電装・エレクトロニクス部門におきましては、新興国における自動車需要の回復や国内のエコカー減税などの効果により自動車用ワイヤーハーネスなどの自動車部品関連製品の売上が堅調だったことや、パソコンの需要回復からメモリーディスク用アルミブランク材も後半から大幅な増産となったことなど、一部には顕著な回復をみせた製品もありましたが、全体として厳しい市場環境による需要の低迷から、当部門の連結売上高は1,772億円(前期比20.8%減)となりました。損益につきましては、徹底した固定費圧縮と原価低減により、連結営業利益は72億円(前期比189.2%増)となりました。また、単独売上高は1,072億円(前期比13.6%減)となりました。

なお、当社グループ内において類似する事業の統合と連携強化を推進するため、当社が昨年4月に設立した古河マグネットワイヤ株式会社は、同年10月に東京特殊電線株式会社から巻線事業を譲り受け、また、本年4月に当社および理研電線株式会社の同事業を会社分割により承継しました。

〔サービス等部門〕

サービス等部門におきましては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループの各事業のサポート、不動産の賃貸等を行っております。当

部門の連結売上高は369億円（前期比10.7%減）と減収となりましたが、経費削減の効果などにより、連結営業利益は19億円（前期比8.0%増）となりました。また、単独売上高は40億円（前期比9.0%減）となりました。

〔部門別連結売上高および連結営業利益〕

（単位：百万円）

部門名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益	前期比増減額
情報通信部門	135,495	△ 23,567	9,832	499
エネルギー・産業機材部門	208,825	△ 68,572	3,690	2,613
金属部門	119,633	△ 50,611	△ 2,197	2,676
軽金属部門	188,117	△ 45,915	△ 150	199
電装・エレクトロニクス部門	177,232	△ 46,565	7,179	4,696
サービス等部門	36,906	△ 4,433	1,912	142
消去または全社	△ 56,517	16,552	56	△ 258
合計	809,693	△ 223,114	20,321	10,569

〔事業の譲渡、吸収分割等企業再編行為等の状況〕

当期におきましても、前期に引き続き、事業やグループ会社の再編を積極的に推進しました。その主なものは、次のとおりです。

テープ事業の統合 （平成21年4月）	電気絶縁・防食用途テープ、放熱・熱伝導性シート等の製造販売を担うエフコ㈱を当社に吸収合併しました。同社の統合により、管理部門等の経営効率化、同事業の総合力強化と更なる発展を目指します。
原子燃料工業㈱の 株式譲渡 （平成21年5月）	当社と住友電気工業㈱の折半出資会社で総合原子燃料加工メーカーである原子燃料工業㈱の事業の更なる拡大、発展を目指すため、当社が保有する同社株式の一部について、英国法人ウェスチングハウス・エレクトリック・ユーカー・リミテッドに売却しました。
サンサニー工業㈱の 株式譲渡 （平成21年8月）	床暖房システムの設計・製造・施工を手掛け、子会社であったサンサニー工業㈱については、当社グループ内における床暖房事業の将来性を検討した結果、保有する全株式をマックス㈱に売却しました。

総合設備工事分野における合併 (平成21年10月)	各種工事の設計・施工を担う子会社であった古河総合設備(株)は、富士電機E&C(株)および富士電機総設(株)との合併により、富士古河E&C(株)となりました。同社は、技術・ノウハウ・顧客等の面で富士電機グループおよび当社グループにおけるシナジー効果を発揮し、幅広いニーズに対応する総合設備工事会社を目指します。
旭電機(株)の完全子会社化 (平成22年2月)	当社は、子会社である旭電機(株)との間で株式交換を実施し、同社を完全子会社としました。これにより、総合電力部品のメーカーとして、顧客の多様化・高度化するニーズに対応した新製品の創出を図っていきます。
巻線事業の統合 (平成22年4月)	当社が昨年4月に設立した古河マグネットワイヤ(株)は、当社の巻線事業を承継しました。同社はこのほかに、当社100%子会社である理研電線(株)の同事業およびステンレス鋼線事業を承継、当社持分法適用会社である東京特殊電線(株)の巻線事業を譲り受けました。類似の事業を統合することによってシナジー効果を発揮し、顧客価値の創造を目指します。

(注) 上表には、会社法施行規則第120条第1項第5号ハ乃至ヘに基づき記載すべき事項を含め記載しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資は総額254億円で、その主なものは次のとおりです。

① 当期中に完成した主要設備

光ファイバケーブル製造設備の増強	Furukawa Optical Solutions Indonesia (インドネシア、情報通信部門)
発泡製品の増産	Trocellen Russia (ロシア、エネルギー・産業機材部門)
銅条製品製造設備の増強	当社 金属カンパニー
電解銅箔製造設備の増強	台日古河銅箔股份有限公司(台湾、金属部門)
圧延機モーターAC化更新	古河スカイ(株)(軽金属部門)
アルミ押出製品の増産	古河(天津)精密鋁業有限公司(中国、軽金属部門)

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

会計システムの更新	当社 経理部門
新工場建設および生産設備の集約	旭電機(株)(エネルギー・産業機材部門)

(3) 資金調達状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、コマーシャル・ペーパーの発行、手形割引、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。

また、当社グループでは、当社および子会社31社が、当社100%子会社の古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参加し、資金の効率化と有利子負債の削減を図っています。

なお、当期末の連結有利子負債は3,621億円で、前期末比210億円減少しました。

(4) 対処すべき課題

1) コンプライアンスの徹底

当社は、昨年6月に、電気通信事業者向け光ファイバケーブルおよび同関連製品の取引について、更に本年2月には、自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品の取引について、それぞれ独占禁止法に違反している疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。また、当社子会社である古河エレコム株式会社は、昨年12月に、建設・電販向け電線・ケーブルの取引について独占禁止法に違反している疑いがあるとして、同委員会の立ち入り検査を受けました。当事業年度末時点において、同委員会からの処分等はまだなされておりませんが、本件につきまして、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配・ご迷惑をおかけすることになりましたことをここに深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、これまでコンプライアンス体制を整備し、特に、架橋高発泡ポリエチレンシートの独占禁止法違反の発覚以降、独占禁止法遵守のための諸施策をより一層強化してまいりました。それにもかかわらず、このような事態を招いてしまったことから、徹底した原因究明と抜本的な再発防止策を講じ社会からの信頼を取り戻すべく、公正中立な社外有識者を過半数の構成メンバーとする「独占禁止法違反問題に関する第三者調査委員会」を昨年7月に設置し、徹底的な調査と踏み込んだ討論の末、同委員会がまとめた報告書は、同年12月、「社長メッセージ」とともに公表いたしました。

当社グループといたしましては、二度とこのような事態を起こさぬよう、報告書にある提言を真摯に受け止め、このたびの一連の経験とそこから得た危機感を経営層のみならず全従業員が深く心に刻み、再発防止のための具体的施策を確実に実行してまいります。施策の内容は以下のとおりであります。

①実施済みおよび実施中の施策

項目	具体的施策
統制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・同業他社との会合参加等における事前申請・事後報告の徹底 ・就業規則「懲戒規定」における独占禁止法違反の位置づけの明確化および本規定の適切な運用を目的とした「懲戒委員会」の設置
教育・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・役員および管理職全員を対象に「コンプライアンス誓約書」の提出 ・全従業員を対象とした「コンプライアンス意識調査」の実施 ・独占禁止法研修会の実施 ・独占禁止法マニュアル改訂と周知 ・「独占禁止法遵守のための4原則」を社員証に掲載

②独占禁止法を含むコンプライアンス強化のため改善・整備を進めている施策

項目	具体的施策
コンプライアンス体制強化と現場への浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門にコンプライアンス総括・推進員の設置 ・教育・啓発活動の充実 ・各部門内においてコンプライアンス点検活動の実施
営業部門等における統制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・価格決定プロセス等に関する統制の強化 ・役職員が参加する各協会・業界団体の内容の確認、出席者の見直し
モニタリングの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査部門による独占禁止法遵守状況の監査 ・外部専門家（弁護士）による助言、指導の強化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法関連相談窓口の設置 ・営業部門等における定期的人事ローテーションの検討

2) 変化する経営環境への対応

今後の世界経済につきましては、新興国の経済が堅調に拡大し、世界経済の牽引役となり、また、「環境」をキーワードとして、次世代自動車や次世代送電網（スマートグリッド）などといった新しい市場が世界的に拡大することが予想されます。

当社は、平成18年3月に中期経営計画「イノベーション09」を策定しましたが、その後世界的な景気後退や資源価格の大幅な変動などにより、上記策定時から経営環境は大きく異なってきました。このような環境変化もあり、今般、当社グループの総合力強化と更なる発展を期し、中期的な展望を確立するために、平成22年4月に新たな中期経営計画「ニューフロンティア2012」を策定いたしました。当社グループは、「ニューフロンティア（新市場・新事業）」で成長するとともに、変化に強い経営を目指し、本計画に盛り込んだ以下のテーマに取り組んでまいります。

ニューフロンティア2012
I. 事業ポートフォリオ再編と新事業育成 ①「伝送インフラ事業」のグローバル成長（情報通信、エネルギー、高速鉄道など） ②「高機能素材事業」の強化（当社優位の素材力を活かした製品の展開） ③「環境新事業」の育成（次世代自動車・送電網や大容量光通信分野を中心に研究費を増額） ④「伝統的加工事業」の再構築（事業ポートフォリオ改善を加速）
II. 組織風土の改革（コンプライアンス強化、グローバル人材の育成など）
III. 財務体質の改善（グループ事業強化による利益の創出、有利子負債返済など）

当社グループは、グループ理念として掲げた「真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献」するべく、上記中期経営計画に基づき、より一層の企業価値向上を図っていく所存であります。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第185期 平成18年度	第186期 平成19年度	第187期 平成20年度	第188期 (当期) 平成21年度
売上高 (百万円)	1,104,709	1,174,247	1,032,807	809,693
営業利益 (百万円)	53,632	48,447	9,752	20,321
経常利益 (百万円)	49,589	40,831	△14,788	19,347
当期純利益 (百万円)	29,765	15,291	△37,405	9,704
1株当たり当期純利益 (円)	42.16	21.81	△53.34	13.80
総資産 (百万円)	1,096,708	1,014,777	845,658	835,819
純資産 (百万円)	316,302	294,982	190,428	208,928

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第185期 平成18年度	第186期 平成19年度	第187期 平成20年度	第188期 (当期) 平成21年度
売上高 (百万円)	500,436	532,665	426,125	350,424
営業利益 (百万円)	14,123	9,319	△9,713	△2,801
経常利益 (百万円)	16,173	12,991	△3,490	2,602
当期純利益 (百万円)	15,555	10,446	△14,850	2,905
1株当たり当期純利益 (円)	22.03	14.90	△21.18	4.13
総資産 (百万円)	612,880	537,804	474,308	474,272
純資産 (百万円)	166,832	145,978	113,371	121,011

(6) 重要な子会社の状況（平成22年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
古河スカイ株式会社	16,528百万円	53.00%	アルミニウム製品の製造・販売
日本製箔株式会社	490百万円	100%	アルミニウム製品の製造・販売
古河電池株式会社	1,640百万円	58.06%	電池の製造・販売
F C M 株式会社	687百万円	55.19%	金属めっき製品等の製造・販売
古河 A S 株式会社	3,000百万円	100%	自動車用ワイヤーハーネス・電装部品の製造・販売
理研電線株式会社	1,870百万円	100%	電線、プラスチック製品等の製造・販売
古河産業株式会社	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線株式会社	489百万円	43.48%	メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線株式会社	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
奥村金属株式会社	310百万円	100%	銅製品、アルミニウム製品等の加工・販売
古河物流株式会社	292百万円	100%	貨物運送等
古河エレクトロコム株式会社	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
OFS Fitel, LLC (米国)	211百万米ドル	100%	光ファイバ・光部品の製造・販売
American Furukawa, Inc. (米国)	500千米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)	122百万レアル	100%	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、LANケーブルの製造・販売
瀋陽古河電纜有限公司 (中国)	229百万元	100%	電線、電力機器の製造・販売
Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)	480百万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
Trocellen GmbH (ドイツ)	8,500千ユーロ	60%	発泡製品の製造・販売
Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
P. T. Tembaga Mulia Semanan (インドネシア)	18,367百万 ルピア	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。なお、日本製箔㈱への出資比率は、古河スカイ㈱からの出資比率を記載しております。

2. 前期重要な子会社として記載しておりました古河総合設備㈱は、富士電機E&C㈱および富士電機総設㈱との合併により子会社ではなくなったため、除外しております。

(7) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

部門名	主要な事業内容
情報通信部門	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、半導体光デバイス、電子線材、光関連部品、ネットワーク機器、光ファイバケーブル付属品・工事、CATVシステム、無線製品など
エネルギー・産業機材部門	銅線・アルミ線、電力ケーブル、被覆線、電力ケーブル付属品・工事、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電気絶縁テープ、電材製品など
金属部門	伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）など
軽金属部門	アルミニウムの板材、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品など
電装・エレクトロニクス部門	自動車用部品・ワイヤーハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、メモリーディスク用アルミ基板、電池など
サービス等部門	物流、情報処理・ソフトウェア開発、不動産賃貸等のサービス事業など

(8) 主要な営業所および工場等（平成22年3月31日現在）

① 当社

- ・ 本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ・ 営業所：関西支社（大阪市）、中部支社（名古屋市）、九州支社（福岡市）
- ・ 工 場：千葉事業所（千葉県市原市）、日光事業所（栃木県日光市）、平塚事業所（神奈川県平塚市）、三重事業所（三重県亀山市）、銅管事業部（兵庫県尼崎市）、銅箔事業部（栃木県日光市）
- ・ 研究所：横浜研究所（横浜市）

② 子会社

- ・ 製造・販売会社：古河スカイ(株)（本社：東京都千代田区、工場：福井県坂井市、埼玉県深谷市）、日本製箔(株)（本社：東京都千代田区、工場：栃木県下都賀郡、滋賀県草津市）、古河電池(株)（本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市）、F C M(株)（本社・工場：大阪市）、古河A S(株)（本社・工場：滋賀県犬上郡、工場：三重県亀山市）、理研電線(株)（本社：東京都中央区、工場：千葉県市原市）、岡野電線(株)（本社・工場：神奈川県大和市）、古河電工産業電線(株)（本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市、山梨県甲府市）、奥村金属(株)（本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市）、OFS Fitel, LLC（米国）、American Furukawa, Inc.（米国）、Furukawa Industrial S. A. Produtos Eletricos（ブラジル）、瀋陽古河電纜有限公司（中国）、Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.（タイ）、Trocellen GmbH（ドイツ）、P. T. Tembaga Mulia Semanan（インドネシア）
- ・ 販売会社等：古河産業(株)（本社：東京都港区）、古河エレコム(株)（本社：東京都千代田区）、古河物流(株)（本社：東京都千代田区）、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）

(9) 従業員の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

部門名	従業員数	前期末比
情報通信部門	5,377名（1,007名）	18名減（4名増）
エネルギー・産業機材部門	3,609名（619名）	360名減（141名増）
金属部門	2,832名（1,268名）	170名減（8名減）
軽金属部門	3,422名（-）	364名減（-）
電装・エレクトロニクス部門	20,317名（460名）	1,209名増（5名減）
サービス等部門	2,180名（972名）	13名増（5名減）
合計	37,737名（4,326名）	310名増（127名増）

(注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。

2. 「従業員数」欄の（ ）内は、当社の従業員数となります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
4,326名	41.3才	18.6年

(注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成22年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	84,687百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	40,253百万円
朝日生命保険相互会社	25,863百万円

2. 当社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	2,500,000,000株	706,669,179株	66,018名
優先株式	50,000,000株	-	-
劣後株式	46,000,000株	-	-

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	42,859,000株	6.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	35,606,000株	5.04%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	22,928,250株	3.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	20,906,000株	2.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	19,406,000株	2.75%
朝日生命保険相互会社	16,060,500株	2.27%
古河機械金属株式会社	13,290,455株	1.88%
日本生命保険相互会社	11,895,000株	1.68%
富士電機ホールディングス株式会社	11,000,000株	1.56%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	10,919,000株	1.55%

(注) 1. 持株比率は自己株式（428,463株）を控除して計算しております。

2. 朝日生命保険相互会社については、上記16,060,500株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,500,000株あります。

3. 当社役員に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石原 廣司	取締役会長（代表取締役）	
吉田 政雄	取締役社長（代表取締役）	
吉野 哲夫	取締役（非常勤）	古河機械金属株式会社相談役
金子 崇輔	取締役（非常勤）	株式会社神戸製鋼所社外監査役
藤田 純孝	取締役（非常勤）	伊藤忠商事株式会社相談役 株式会社オリエントコーポレーション 社外取締役 日本板硝子株式会社社外取締役 日本興亜損害保険株式会社社外監査役
北野谷 惇	取締役（執行役員副社長、CMO）	Asia Vital Components Co., Ltd. 董事 愛知電機株式会社社外取締役
中野 耕作	取締役（執行役員専務、CPO）	
室田 勝比古	取締役（執行役員常務、情報通信カンパニー長）	大明株式会社社外取締役
櫻 日出雄	取締役（執行役員常務、CFO）	古河スカイ株式会社社外監査役
立川 直臣	取締役（執行役員常務、CSO兼経営企画室長）	
柳本 正博	取締役（執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長）	
佐藤 哲哉	取締役（執行役員常務、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長）	
小川 博正	監査役（常勤）	東京特殊電線株式会社社外監査役 古河電池株式会社社外監査役
伊藤 隆彦	監査役（常勤）	富士電機ホールディングス株式会社社外監査役 富士古河E&C株式会社社外監査役

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
藤田 讓	監査役（非常勤）	朝日生命保険相互会社最高顧問 社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 富士急行株式会社社外取締役 株式会社A D E K A社外監査役 横浜ゴム株式会社社外監査役 日本ゼオン株式会社社外監査役 日本通運株式会社社外監査役 富士電機ホールディングス株式会社社外監査役 日本軽金属株式会社社外監査役
工藤 正	監査役（非常勤）	富士電機ホールディングス株式会社社外取締役 明治製菓株式会社社外取締役 朝日生命保険相互会社社外取締役

- (注) 1. 取締役吉野哲夫、金子崇輔および藤田純孝の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役藤田讓、工藤正の両氏は、社外監査役です。
3. 取締役金子崇輔および藤田純孝ならびに監査役工藤正の各氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役小川博正氏は、当社グループにおいて法務、財務、会計部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役伊藤隆彦氏は、当社グループにおいて会計、資材、人事総務部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役藤田讓氏は、金融機関の代表取締役をつとめ、また、財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役工藤正氏は、金融機関の代表取締役を歴任しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
5. 平成22年4月1日付で、取締役の地位および担当が以下のとおり変更されております。
- ・取締役立川直臣氏は、経営企画室長の兼務を解かれました。
 - ・取締役柳本正博氏は、電装・エレクトロニクスカンパニー巻線事業部長の兼務が追加されました。
6. 取締役藤田純孝氏は、平成22年3月31日付で日本興亜損害保険株式会社社外監査役を退任し、同年4月1日付でN K S Jホールディングス株式会社社外取締役に就任しております。
7. 当社は、朝日生命保険相互会社との間に融資等の取引があります。また、同社は当社発行済株式の3.75%（同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有しております。古河機械金属株式会社は、当社発行済株式の3.42%（同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有しており、当社は同社発行済株式の2.17%を保有しております。

富士電機ホールディングス株式会社は、当社発行済株式の1.55%を保有しており、当社は同社発行済株式の1.79%を保有しております。その他の社外取締役および社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

各チーフ・オフィサーの所管部門は次のとおりです。

CMO	営業企画部、グループ総合技術展企画室、関西支社、中部支社、九州支社、北海道支社、東北支社、中国支社
副CMO	グループ営業推進部
CPO	資材部、生産技術部、品質管理推進室、原価低減推進部
CFO	経理部
CSO	法務部、人事総務部、経営企画室、全社資産運用・企画チーム、経営研究所
CSRO	CSR推進本部
CTO	研究開発本部、知的財産部

(注) 平成22年4月1日付で、各チーフ・オフィサーの所管部門が以下のとおり変更されております。

- ・CMOの所管部門に、営業情報基盤構築チームが追加されました。
- ・CSOの所管部門に、人材育成部およびグループ会社統括部が追加されました。

【ご参考】当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

氏名	地位および担当
進藤俊一	執行役員常務（エネルギー・産業機材カンパニー長兼同カンパニー エネルギー事業部長）
中村一則	執行役員常務（CTO兼研究開発本部長）
柴田光義	執行役員常務（金属カンパニー長）
服部吉孝	執行役員（エネルギー・産業機材カンパニー副カンパニー長兼同カンパニー産業機材事業部長兼副CMO）
白澤徹	執行役員（原価低減推進部長）
素谷順二	執行役員（電装・エレクトロニクスカンパニー エレクトロニクス・コンポーネント事業部長）
上山倫生	執行役員（エネルギー・産業機材カンパニー産業機材事業部AT製品部長）
吉田康夫	執行役員（関西支社長兼同支社北陸支店長）
安永哲郎	執行役員（中部支社長）

氏名	地位および担当
川田 健二	執行役員（金属カンパニー銅箔事業部長兼同事業部総務部長）
信崎 卓	執行役員（電装・エレクトロニクスカンパニー自動車部品事業部長兼同事業部営業統括部長）

- (注) 1. 執行役員佐野文一氏は、平成22年3月31日付で執行役員を退任いたしました。
2. 執行役員の地位および担当が以下のとおり変更されております。
- ・執行役員常務中村一則氏は、平成22年4月1日付で研究開発本部横浜研究所長および横浜事業所長の兼務が追加されました。
 - ・執行役員信崎卓氏は、平成22年4月1日付で自動車部品事業部営業統括部長の兼務を解かれました。

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (3名)	300百万円 (21百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	64百万円 (14百万円)
計 (うち社外役員)	16名 (5名)	364百万円 (36百万円)

- (注) 1. 株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）、監査役報酬限度額は年額78百万円であります。
2. 架橋高発泡ポリエチレンシートの取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から平成21年3月30日付にて排除措置命令および課徴金納付命令の処分を受け、代表取締役石原廣司および吉田政雄は、報酬の一部返上を行っております。
3. 厳しい決算状況に鑑み、常勤の取締役への報酬支給額は平成21年1月分より減額されており、常勤の監査役も報酬の一部返上を行っております。さらに、業務執行取締役の報酬の一部を業績連動分としておりますが、平成20年度から引き続き、平成21年度の業績連動分についても支給しないことといたしました。
4. 上表のほか、第184回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役6名に対し105百万円（うち社外取締役2名に対して2百万円）、監査役3名に対して6百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円）あります。

(3) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の子な活動状況

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言の状況
吉野 哲夫	25回中21回	非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験を有し、主に研究開発やグループ会社の管理、組織等に関する議案につき、内容を質し、事業運営に関する判断軸を提示、リスク管理・回避の方策を例示するとともに、コンプライアンス体制整備に関する提言を行う等、活発な発言を行っております。
金子 崇輔	25回中23回	金融機関の経営者を歴任した経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、主に各種年度計画や出資、リスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、リスク管理・回避に関する提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発な発言を行っております。
藤田 純孝	25回中19回	商社の経営者としての豊富な知識・経験から、出資や企業会計、各種年度計画等の議案につき、方針を質し、グローバル経営の視点での提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、活発な発言を行っております。

② 社外監査役

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会	監査役会	
藤田 讓	25回中22回	7回中7回	金融機関の経営者や他社の社外役員としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会においては、リスク管理や機関投資家としての観点から、主に決算や組織、リスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、またリスクを把握し、コンプライアンス体制整備に関する提言を行う等、活発に発言しております。 監査役会においては、コンプライアンス問題への対応、経営資源配分の適正性、会計監査人の監査および四半期レビュー結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行っております。

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会	監査役会	
工藤 正	25回中20回	7回中7回	金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見を有し、取締役会においては、リスク管理等の観点から、主に出資や各種年度計画、リスクマネジメント等の議案につき、事業における適切な評価軸・観点を提示し、またコンプライアンス意識の徹底、グループ全体の管理体制の強化を求める等、活発な発言を行っております。 監査役会においては、コンプライアンス問題への対応、コーポレートガバナンス、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行っております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	313百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	309百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	81百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM株式会社ほか8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

① 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。

② 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

① **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ・「古河電工グループ理念」「古河電工グループ企業行動憲章」「C S R 行動規範」を倫理法令遵守の基本理念とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、中央コンプライアンス委員会を中心として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ・コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各部門のコンプライアンスの責任者であるカンパニー長、チーフ・オフィサーの下にコンプライアンス総括とコンプライアンス推進員を設置し、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ・カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、中央コンプライアンス委員会が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ・監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ・反社会的勢力に関しては、「古河電工グループ企業行動憲章」第5項で示すように、反社会的勢力には毅然とした態度で対応するとともに基本的な考え方に基づき、「C S R 行動規範」において具体的な行動指針を定め、人事総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ・取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性と保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

③ 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、適宜取締役会へ報告される体制を構築する。
- ・各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を、定期的に取締役会へ報告する。
- ・「リスク管理基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、より体系的で遺漏のないリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーからなるCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を俯瞰し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。
- ・CSR・リスクマネジメント委員会は、各関係会社・社内部門における情報セキュリティ体制の整備、地震などの災害時における事業継続計画の策定を推進するとともに、各種のリスクのうち、品質管理、安全環境などは特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・「内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、

カンパニー長およびチーフ・オフィサーは、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。

- ・取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、カンパニー長およびチーフ・オフィサーの職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ・部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ・グループ内関係会社を統合的に管理・支援する組織として、「グループ会社統括部」を設置し、子会社管理の方針策定を行うとともに、コーポレートガバナンス強化等のための助言、指導を行う。
- ・主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。
- ・補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性

が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ・ 内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。
- ・ 取締役および担当部署責任者は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ・ 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ・ 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ・ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ・ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(注) 以上は平成22年4月8日開催の取締役会で決議した内容ですので、当期末現在での基本方針については、当社ホームページ (<http://www.furukawa.co.jp/>) をご参照ください。

(2) 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断します。

[2] 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記 [1] の基本方針の実現にも資するものと考えております。

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、「技術革新を志向し、創造的で世界に存在感のある高収益な企業グループへ」というグループビジョンを掲げております。

当社では、平成18年3月に中期経営計画「イノベーション09」を策定し、重点分野とする自動車部品・電子部品・フォトニクスネットワーク・環境の4分野と海外市場の開拓に重点的に取り組み、トップシェア商品の育成につとめるほか、資産効率の向上とグループ経営体制の見直しをすすめ、攻めの経営戦略を展開してまいり

ました。その後世界的な景気後退や資源価格の大幅な変動などにより上記策定時から経営環境が大きく異なってきたことから、平成20年11月には今後の事業の方向性を一部見直ししたうえで、引き続き各事業分野において伸びる市場・商品の開拓につとめてまいりました。

そして、今般、当社グループの総合力の強化とさらなる発展を期し、中期的な展望を確立するためにこれまでの経緯を踏まえて議論を積み重ね、新たな中期経営計画「ニューフロンティア2012」を策定しました。

「1.企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、「ニューフロンティア2012」は、当社にとっての新市場・新事業で成長するとともに、変化に強い経営を目指し、上述の基本理念およびグループビジョンを実現していくことを今後3年間のビジョンとして掲げており、事業ポートフォリオ再編と新事業育成、組織風土の改革および財務体質の改善を実行してまいります。

[3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」を導入しました。

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりです。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。）経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プ

ランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置の発動（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を取る場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

[4] 基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、上述のとおり、厳しい経営環境の下、伸びる市場・商品の開拓を推進するとともに、事業やグループ会社の再編の推進およびコンプライアンス体制のさらなる強化等に努めてまいりました。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成19年6月開催の第185回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆様のご意思が反映されたものとなっております。

3) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様の意思を反映させることが可能となっております。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・田崎雅元（川崎重工業(株)相談役）
- ・松尾邦弘（弁護士、元検事総長）
- ・工藤 正（中央不動産(株)特別顧問、当社社外監査役）

5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(注) 本プランは平成22年6月開催予定の第188回定時株主総会の終結時をもって有効期間満了となりますので、同総会において本プランの更新を提案いたします（第188回定時株主総会招集ご通知ご参照）。

以 上

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。
--

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	400,497	流動負債	332,315
現金及び預金	45,346	支払手形及び買掛金	115,045
受取手形及び売掛金	217,098	短期借入金	125,116
有価証券	15	社債	31,845
商品及び製品	28,703	未払法人税等	2,350
仕掛品	25,322	繰延税金負債	15
原材料及び貯蔵品	33,007	製品補償引当金	3,566
繰延税金資産	7,344	独占禁止法関連損失引当金	4,606
その他	45,585	その他の	49,770
貸倒引当金	△ 1,927		
固定資産	435,321	固定負債	294,575
有形固定資産	291,189	社債	42,899
建物及び構築物	250,412	長期借入金	162,226
機械装置及び運搬具	628,669	繰延税金負債	2,653
工具、器具及び備品	78,758	退職給付引当金	64,798
土地	83,645	環境対策引当金	12,852
リース資産	677	その他の	9,144
建設仮勘定	13,256	負債合計	626,890
減価償却累計額	△ 764,231		
無形固定資産	19,288	(純資産の部)	
のれん	9,251	株主資本	162,614
その他	10,037	資本金	69,395
		資本剰余金	21,467
		利益剰余金	71,987
		自己株式	△ 236
投資その他の資産	124,843	評価・換算差額等	801
投資有価証券	92,990	その他有価証券評価差額金	16,482
出資	8,017	繰延ヘッジ損益	905
長期貸付金	2,555	為替換算調整勘定	△ 16,586
繰延税金資産	12,274		
その他	12,370	少数株主持分	45,512
貸倒引当金	△ 3,365	純資産合計	208,928
資産合計	835,819	負債及び純資産合計	835,819

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		809,693
売 上 原 価		679,403
売 上 総 利 益		130,290
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		109,968
営 業 利 益		20,321
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,189	
為 替 差 益	801	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,270	
そ の 他	2,035	8,296
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,414	
そ の 他	2,856	9,271
経 常 利 益		19,347
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,314	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,002	
そ の 他	1,563	8,880
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,765	
減 損 損 失	2,635	
事 業 構 造 改 革 費 用	2,778	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,606	
そ の 他	5,494	17,280
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,947
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,680	
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,309	1,370
少 数 株 主 損 失 (△)		△ 128
当 期 純 利 益		9,704

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日 残高	69,375	21,448	65,737	△ 2,281	154,280
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 3,512		△ 3,512
新株予約権行使	19	19			38
株式交換による減少			△ 693	2,050	1,356
当期純利益			9,704		9,704
連結子会社の増加に伴う増加高			284		284
連結子会社の増加に伴う減少高			△ 188		△ 188
在外子会社退職給付戻入額			655		655
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分			△ 0	0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	19	19	6,250	2,045	8,334
平成22年3月31日 残高	69,395	21,467	71,987	△ 236	162,614

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日 残高	12,616	△ 5,465	△ 18,729	△ 11,578	47,727	190,428
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 3,512
新株予約権行使						38
株式交換による減少						1,356
当期純利益						9,704
連結子会社の増加に伴う増加高						284
連結子会社の増加に伴う減少高						△ 188
在外子会社退職給付戻入額						655
自己株式の取得						△ 4
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	3,866	6,370	2,143	12,380	△ 2,215	10,165
連結会計年度中の変動額合計	3,866	6,370	2,143	12,380	△ 2,215	18,499
平成22年3月31日 残高	16,482	905	△ 16,586	801	45,512	208,928

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

I. 連結の範囲に関する事項

1. 連結子会社の数 106社

主要な連結子会社の名称

古河スカイ(株)、日本製箔(株)、理研電線(株)、古河電池(株)、FCM(株)、OFS Fitel, LLC等。

Minda Furukawa Electric Private Ltd.、FURUKAWA ELECTRIC HONG KONG LTD.、古河電工(上海)有限公司はそれぞれ重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社とした。LEAR FURUKAWA CORPORATIONは持分が増加したため、当連結会計年度より連結子会社とした。古河マグネットワイヤ(株)は新設されたため、当連結会計年度より連結子会社とした。

また、エフコ(株)は当社との合併、(株)エフアイ・テクノは(株)古河電工エンジニアリングサービスとの合併、FURUKAWA AMERICA, INC.はFURUKAWA ELECTRIC NORTH AMERICA APD, INC.との合併、古河総合設備(株)は、富士電機E & C(株)及び富士電機総設(株)との合併、Trocellen Romania S.r.l.は清算により消滅した。サンサニー工業(株)は、売却により連結の範囲から除外している。

LEAR FURUKAWA CORPORATIONはFurukawa Lear Corporationに、(株)古河電工エンジニアリングサービスは(株)古河電工アドバンストエンジニアリングに、FURUKAWA ELECTRIC NORTH AMERICA APD, INC.はAmerican Furukawa Inc.に、FURUKAWA GP AUTO PARTS(HK)LTD.はFURUKAWA AUTO PARTS(HK)LTD.に社名変更した。

2. 非連結子会社

Furukawa Electric Institute of Technology Co., Ltd.等。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産・売上高・損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

II. 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用会社の数 16社

主要な持分法適用会社の名称

(株)ビスキャス、東京特殊電線(株)、原子燃料工業(株)等。

LEAR FURUKAWA CORPORATIONは連結の範囲に含めたため、上海金亭汽車線東有限公司は売却により、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外している。MBK Furukawa Sistemas S.A.はFURUKAWA INDUSTRIAL S.A. PRODUTOS ELETRICOSとの合併により消滅した。

富士古河E & C(株)は古河総合設備(株)と富士電機E & C(株)及び富士電機総設(株)の合併により、韶関市陽之光鋁箔有限公司、乳源東陽光精箔有限公司は持分の取得により、当連結会計年度より持分法を適用した。

2. 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

雲南銅業古河有限公司等。

(連結の範囲から除いた理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、その損益及び利益剰余金の額のいずれにおいても小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない

ためである。

Ⅲ. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的債券……………主に償却原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）…定率法と定額法による。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）…定額法による。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

5. 繰延資産の処理方法

(1)株式交付費……………支出時に全額費用として処理している。

(2)社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。

6. 重要な引当金の計上基準

(1)貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準

第19号 平成20年7月31日)を適用している。

数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は4,838百万円である。

- (3)役員退職慰労引当金……………連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (4)製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。
- (5)環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル(PCB)の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
- (6)独占禁止法関連損失引当金……………当連結会計年度末において、情報通信関連事業での独占禁止法に係る課徴金の支払に備えるため、支払い見込み額を計上している。

7. ヘッジ会計の方法

- (1)ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。
なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。
- (2)ヘッジ手段とヘッジ対象
 - 金利スワップ……………借入金
 - 為替予約……………外貨建売掛債権、外貨買入債務等
 - 地金先物取引……………原材料、仕掛品
- (3)ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っている。
- (4)ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。

8. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。

9. 連結子会社の

資産及び負債の評価に関する事項……………全面時価評価法を採用している。

10. のれん及び負のれんの

償却に関する事項……………原則として5年間で均等償却を行っており、効果の発現する期間を合理的に見積ることが可能なものは、その見積り年数によっている。

11. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

IV. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、主に請負金額10億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは主に原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

これに伴う売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

現金及び預金	154百万円
建物及び構築物	10,113百万円
機械装置及び運搬具	3,370百万円
工具器具備品	294百万円
土地	5,207百万円
投資有価証券	143百万円
合計	19,282百万円

担保付債務は以下のとおりである。

短期借入金	2,129百万円
1年内償還予定の社債	181百万円
流動負債その他	393百万円
社債	355百万円
長期借入金	2,902百万円
固定負債その他	79百万円
合計	6,042百万円

2. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	361百万円
受取手形裏書譲渡高	12,831百万円

3. 偶発債務

保証債務額	14,345百万円
-------	-----------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	706,554	115	-	706,669
合計	706,554	115	-	706,669
自己株式				
普通株式	4,134	12	3,718	428
合計	4,134	12	3,718	428

普通株式の自己株式の株式数の増減は、単元未満株式の買取請求による取得（12,190株）および単元未満株式の買増請求による売渡（701株）のほか、旭電機㈱との株式交換における当社株式の割当（3,717,900株）による。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はない。

3. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,756	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	1,756	2.50	平成21年9月30日	平成21年12月4日

②当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,765	利益剰余金	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については元本割れのない安全な運用を行うことを基本とし、銀行等金融機関からの借入や社債発行により必要な資金を調達している。デリバティブ取引については投機目的では行わないものとしている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち長期借入金の一部は、金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用している。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内関連規程に従って行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価	差額
(1)現金及び預金	45,346	45,346	-
(2)受取手形及び売掛金	217,098	217,098	-
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	216	220	4
②その他有価証券	55,323	55,323	-
③非連結子会社及び関連会社株式	6,581	8,641	2,059
資産計	324,567	326,631	2,063
(1)支払手形及び買掛金	(115,045)	(115,045)	-
(2)短期借入金	(125,116)	(125,116)	-
(3)社債	(74,744)	(75,160)	△ 415
(4)長期借入金	(162,226)	(166,083)	△ 3,856
負債計	(477,133)	(481,405)	△ 4,272
デリバティブ取引 (*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(77)	(77)	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	1,161	1,161	-
デリバティブ取引計	1,083	1,083	-

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。一部の売掛金は為替予約等の振当処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」②参照)、円貨貸売掛金とみて当該帳簿価額を以って時価としている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価の算定は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。一部の買掛金は為替予約等の振当処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」②参照）、円貨建買掛金とみて当該帳簿価額を以て時価としている。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

社債の時価の算定は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりである。
通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっている。）（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,286	-	133	133
	買建	87	-	△ 1	△ 1
合計		1,374	-	131	131

商品関連（時価の算定方法は、商品先物相場を使用している。）

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引	先物取引				
	売建	3,941	-	△ 303	△ 303
	買建	1,124	-	94	94
合計		5,066	-	△ 209	△ 209

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりである。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引					先物為替相場によっている。
	売建	売掛金	1,505	-	△ 23	
	買建	買掛金	6,420	-	222	
為替予約等の振当処理	為替予約取引					
	売建	売掛金	2,026	-	(*1)	
	買建	買掛金	1,276	-		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引					
	受取固定・支払変動	長期借入金	2,850	2,325	(*2)	
	支払固定・受取変動	長期借入金	88,095	86,768		
受取変動・支払変動	長期借入金	3,000	3,000			
原則的処理方法	地金先物取引					地金先物相場によっている。
	売建	原材料、仕掛品	876	-	△ 159	
	買建	原材料、仕掛品	17,040	4,024	1,121	
合計			123,091	96,117	1,161	

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されるため、そ

- の時価は、当該売掛金及び当該買掛金の時価に含めて記載している（上記「資産」(2)及び「負債」(1)参照）。
- (2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記「負債」(4)参照）。
- (注2) 非上場株式（非連結子会社及び関連会社株式を含む）（連結貸借対照表計上額30,884百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」及び「(3)有価証券及び投資有価証券 非連結子会社及び関連会社株式」には含めていない。

【賃貸等不動産関係】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他地域において賃貸可能な土地やオフィスビル等を有している。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
24,103	47,939

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。
2. 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）及び一定の評価額や適切に市場を反映していると考えられる指標に基づく金額等である。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 231円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円80銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はない。

【その他の注記】

該当事項はない。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	175,312	流動負債	156,649
現金及び預金	8,822	支払手形	845
受取掛手形	7,607	買掛金	54,839
売掛金	96,677	短期借入金	43,017
未収法人税等	868	社債	30,000
商品及び製品	4,115	未払費用	4,239
仕掛品	9,151	前払費用	13,310
原材料及び貯蔵品	8,254	前受金	729
前払渡り原価	406	預り原料	3
前繰延税金資産	943	独占禁止法関連損失引当金	4,606
短期貸付金	2,151	製品補償引当金	2,743
未収入金	17,562	環境対策引当金	544
その他引当金	17,940	設備関係支払手形	22
	1,131	その他	1,749
貸倒引当金	△ 319		
固定資産	298,959	固定負債	196,610
有形固定資産	100,505	社債	39,000
建物	38,353	長期借入金	109,781
構築物	2,461	退職給付引当金	31,897
機械装置	24,821	環境対策引当金	12,432
車輜運搬具	139	その他	3,499
土工器具備品	1,797	負債合計	353,260
土地	24,405		
リース資産	46	(純資産の部)	
建設仮勘定	8,478	株主資本	104,668
		資本金	69,395
無形固定資産	2,500	資本剰余金	21,467
のれん	110	資本準備金	21,467
ソフトウェア	2,015	利益剰余金	14,041
施設用権	2	その他利益剰余金	14,041
特許権	19	固定資産圧縮積立金	2,423
その他	352	繰越利益剰余金	11,617
		自己株式	△ 236
投資その他の資産	195,953	評価・換算差額等	16,343
投資有価証券	52,785	その他有価証券評価差額金	15,871
関係会社株	99,753	繰延ヘッジ損益	472
関係会社出資金	31,715		
関係会社長期貸付金	3,291	純資産合計	121,011
繰延税金資産	3,948		
その他	8,648		
貸倒引当金	△ 4,189	負債及び純資産合計	474,272
資産合計	474,272		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	
売 上 高	百万円	百万円 350,424
売 上 原 価		319,216
売 上 総 利 益		31,207
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		34,008
営 業 損 失 (△)		△ 2,801
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,999	
そ の 他	812	9,812
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,551	
そ の 他	857	4,408
経 常 利 益		2,602
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	256	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,226	
抱 合 わ せ 株 式 消 滅 差 益	1,191	
そ の 他	162	11,836
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	841	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5,009	
減 損 損 失	2,485	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,606	
そ の 他	1,110	14,052
税 引 前 当 期 純 利 益		386
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 2,639	
法 人 税 等 調 整 額	120	△ 2,519
当 期 純 利 益		2,905

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成21年3月31日 残高	69,375	21,448	-	21,448	3,310	12,031	15,342	△ 2,281	103,885
当期変動額									
新株予約権行使	19	19		19					38
株式交換による減少						△ 693	△ 693	2,050	1,356
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 886	886	-		-
剰余金の配当						△ 3,512	△ 3,512		△ 3,512
当期純利益						2,905	2,905		2,905
自己株式の取得								△ 4	△ 4
自己株式の処分						△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	19	19	-	19	△ 886	△ 414	△ 1,300	2,045	783
平成22年3月31日 残高	69,395	21,467	-	21,467	2,423	11,617	14,041	△ 236	104,668

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日 残高	12,216	△ 2,730	9,486	113,371
当期変動額				
新株予約権行使				38
株式交換による減少				1,356
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△ 3,512
当期純利益				2,905
自己株式の取得				△ 4
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,654	3,202	6,857	6,857
当期変動額合計	3,654	3,202	6,857	7,640
平成22年3月31日 残高	15,871	472	16,343	121,011

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)満期保有目的債券……………償却原価法
 - (2)子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (3)その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産（リース資産除く）……①建物（建物附属設備を除く）
法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法
②建物（建物附属設備を除く）以外
法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法。但し、千葉事業所素材工場、三重事業所素材工場・伸銅工場、銅管事業部、日光事業所伸銅工場・銅箔事業部は定額法による。
 - (2)無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。その他は、法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法による。
 - (3)長期前払費用……………均等償却
 - (4)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費……………支出時に全額費用として処理している。
6. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - (2)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計

上している。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理する。

(会計方針の変更)

当期より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用している。

数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は4,551百万円である。

- (3)製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。
- (4)環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル(PCB)の撤去や土壌改良工事等の環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
- (5)独占禁止法関連損失引当金……………当期末において、情報通信関連事業での独占禁止法に係る課徴金の支払に備えるため、支払見込み額を計上している。

7. 収益の計上基準

工事契約に係る認識基準は、従来、一部の長期大型工事(工期が1年を超え、かつ請負金額が原則として10億円以上)については、工事進行基準を採用していたが、当期より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、平成21年4月1日以降に着手した工事契約から、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは主に原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

これにより売上高、営業損失、経常利益、及び税引前当期純利益に与える影響はない。

8. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっている。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

9. ヘッジ会計の方法

- (1)ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- 金利スワップ……………借入金
- 為替予約……………外貨建売掛債権、外貨建買入債務等
- 地金先物取引……………原材料

- (3)ヘッジ方針……………借入債務、確定的な売買契約等に対し、金利変動、為替変動及び原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っている。
- (4)ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その基礎数値の価格に起因する部分以外の部分を除外した変動額の比率によって有効性を評価している。
10. 消費税等の会計処理方法……………税抜処理を採用している。
11. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保提供資産

担保資産の内容およびその金額

建物	6,106百万円
土地	798百万円
合計	6,905百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	680百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 295,077百万円
3. 保証債務 42,946百万円
(うち当社負担分 40,896百万円)
4. 受取手形裏書譲渡高 4,958百万円
5. 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 66,860百万円
長期金銭債権 3,330百万円
6. 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務 42,541百万円
長期金銭債務 19百万円
7. 退職給付債務
a. 退職給付債務 △55,182百万円
b. 年金資産 12,354百万円
c. 未積立退職給付債務 (a + b) △42,828百万円
d. 未認識数理計算上の差異 10,930百万円
e. 退職給付引当金 (c + d) △31,897百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高の総額

関係会社に対する売上高	134,217百万円
関係会社からの仕入高等	163,332百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,717百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式	4,134,874株	12,190株	3,718,601株	428,463株

当期における増加は、単元未満株式の買取請求による取得（12,190株）であり、減少は、単元未満株式の買増請求による売渡（701株）のほか、旭電機株との株式交換における当社株式の割当（3,717,900株）による。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,827百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	1,779百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	13,436百万円
関係会社株式評価損	10,925百万円
固定資産の減損損失	2,839百万円
税務上の繰越欠損金	55,862百万円
その他	8,118百万円
繰延税金資産小計	94,788百万円
評価性引当額	△ 73,706百万円
繰延税金資産合計	21,082百万円

2. 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 1,671百万円
その他有価証券評価差額金	△ 10,888百万円
その他	△ 2,422百万円
繰延税金負債合計	△ 14,982百万円
繰延税金資産の純額	6,099百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している資産として、OA機器、試験測定装置等がある。

【関連当事者との取引】

(1)当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	古河AS㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の製造	製品の購入	63,528	買掛金	7,325
				債務保証	5,205	-	-
	古河産業㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	29,158	売掛金	10,839
	古河エレクトロム㈱	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	11,758	売掛金	5,563
関連会社	古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート㈱	(所有) 直接 100.0	当社及び国内関係会社の貸付等の財務支援及びファクタリング	ファクタリング取引	44,355	買掛金	14,276
				グループファイナンス取引	4,041	短期貸付金	4,041
関連会社	㈱ビスキャス	(所有) 直接 50.0	当社より原材料を供給	債務保証	7,591	-	-

- (注) 1. 製品の販売及び購入については、市場価格などを勘案した上で、一般の取引条件と同様に決定している。
2. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案した上で、両者の協議の上決定している。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 171円35銭
2. 1株当たり当期純利益 4円13銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社巻線事業の子会社への承継

当社は、平成22年4月1日に巻線事業部門を、古河マグネットワイヤ株式会社（当社所有割合100%、平成21年4月22日設立、以下「古河マグネットワイヤ」）に承継させる会社分割を行った。また、古河マグネットワイヤは理研電線㈱（当社所有割合100%）からも会社分割による当該事業及びステンレス鋼線事業の承継を行った。

【その他の注記】

該当事項はない。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

古河電気工業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 澤 誠 一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 山 孝 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

古河電気工業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 澤 誠 一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 山 孝 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第188期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第188期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況につきまちは、重点的監査項目の一つとして設定し、監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に関する内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は昨年6月に電気通信事業者向け光ファイバケーブルおよび同関連製品の取引について、更に本年2月には自動車用ワイヤハーネスおよび同関連製品の取引について、それぞれ独占禁止法に違反している疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けております。また、当社子会社である古河エレクトロコム株式会社は、昨年12月に建設・電販向け電線・ケーブルの取引について独占禁止法に違反している疑いがあるとして、同委員会の立ち入り検査を受けました。これらの件に関しましては、当該事業年度末時点において同委員会からの処分等はまだなされておりましたが、同業者との会合参加等におけるルールの再徹底等の統制の強化や独占禁止法を含むコンプライアンスに関する教育・啓発活動、モニタリングの強化等の再発防止策を現在講じていることを確認しており、今後ともコンプライアンス体制の実効性を最重要課題として監査に努めてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月7日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小川博正	㊟
常勤監査役	伊藤隆彦	㊟
社外監査役	藤田讓	㊟
社外監査役	工藤正	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、株主の皆様へ安定的に配当することを基本としながら、長期的視野に立って今後の収益動向を見据えつつ、将来の事業展開に見合った配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績をふまえ、財務体質をさらに強化するとともに今後の成長を見据えた設備投資や研究開発投資を行っていく必要があることなど諸般の事情を勘案し、次のとおり1株につき2円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金2円50銭を加えた年間配当金は、1株につき5円となります。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭 総額1,765,601,790円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏 生 年 月 日	略歴、地位および担当 *重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いし はら ひろ し 石原 廣 司 昭和16年8月1日生	昭和40年4月 日本電信電話公社入社 平成6年6月 日本電信電話株式会社取締役 平成8年6月 同社常務取締役 平成11年1月 同社常務取締役退任 同 年同月 当社入社顧問 同 年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役社長、C O O 平成16年3月 当社取締役社長、C E O兼C O O 平成20年6月 当社取締役会長、C E O 平成21年6月 当社取締役会長 現在に至る	74,000株
2	よし だ まさ お 吉田 政 雄 昭和24年2月5日生	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役員常務 平成16年6月 当社常務取締役兼執行役員常務 平成18年6月 当社専務取締役兼執行役員専務 平成20年6月 当社取締役社長、C O O 平成21年6月 当社取締役社長 現在に至る	27,000株
3	よしの てつ お 吉野 哲 夫 昭和13年11月24日生	昭和40年4月 古河鋳業株式会社入社 (現 古河機械金属株式会社) 平成9年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役社長 平成15年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成19年6月 古河機械金属株式会社取締役会長 平成21年6月 同社相談役 現在に至る *古河機械金属株式会社相談役	1,000株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	かね こ たか すけ 金子 崇 輔 昭和17年9月29日生	昭和41年4月 株式会社第一銀行入行 平成6年6月 株式会社第一勧業銀行取締役 平成7年5月 同行常務取締役 平成9年5月 同行専務取締役 同 年6月 同行取締役副頭取 平成11年4月 同行取締役副頭取退任 同 年同月 第一勧業証券株式会社取締役社長 平成12年10月 みずほ証券株式会社取締役会長 平成14年12月 同社取締役会長退任 平成15年6月 株式会社神戸製鋼所社外監査役 現在に至る 同 年同月 清和興業株式会社顧問 (現 清和綜合建物株式会社) 平成16年4月 清和興業株式会社特別顧問 平成17年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成20年9月 清和綜合建物株式会社特別顧問退任 *株式会社神戸製鋼所社外監査役	14,000株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	ひじ 藤 た すみ たか 氏 田 純 孝 昭和17年12月24日生	昭和40年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成7年6月 同社取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成11年4月 同社専務取締役 平成13年4月 同社取締役副社長 平成18年4月 同社取締役副会長 平成19年6月 株式会社オリエントコーポレー ション社外取締役 現在に至る 平成20年6月 伊藤忠商事株式会社相談役 現在に至る 同 年同月 当社社外取締役 現在に至る 同 年同月 日本興亜損害保険株式会社社外監 査役 平成21年6月 日本板硝子株式会社社外取締役 現在に至る 平成22年3月 日本興亜損害保険株式会社社外監 査役退任 同 年4月 N K S J ホールディングス株式会 社社外取締役 現在に至る *伊藤忠商事株式会社相談役、株式会社オリエン トコーポレーション社外取締役、日本板硝子株 式会社社外取締役、N K S J ホールディングス 株式会社社外取締役	4,000株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
6	さくら ひで お 櫻 日出雄 昭和26年7月19日生	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員、経理部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員、CFO兼 経理部長 平成18年6月 当社常務取締役兼執行役員常務、 CFO 同 年8月 当社常務取締役兼執行役員常務、 CFO兼J-SOX対応プロジェクト チーム長 平成20年6月 当社取締役兼執行役員常務、 CFO兼J-SOX対応プロジェクト チーム長 同 年12月 当社取締役兼執行役員常務、 CFO 現在に至る *古河スカイ株式会社社外監査役	10,000株
7	やなぎ もと まさ ひろ 柳 本 正 博 昭和23年9月8日生	昭和46年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員、中部支社長 平成19年2月 当社執行役員、電装・エレクトロ ニクスカンパニー副カンパニー長 兼中部支社長 同 年4月 当社執行役員、電装・エレクトロ ニクスカンパニー副カンパニー長 兼同カンパニー自動車部品事業部 長兼同事業部営業統括部長 同 年6月 当社執行役員常務、電装・エレクトロ ニクスカンパニー副カンパ ニー長兼同カンパニー自動車部品 事業部長兼同事業部営業統括部長 平成20年6月 当社取締役兼執行役員常務、電装・ エレクトロニクスカンパニー長兼 同カンパニー自動車部品事業部長 平成21年6月 当社取締役兼執行役員常務、電装・ エレクトロニクスカンパニー長 平成22年4月 当社取締役兼執行役員常務、電装・ エレクトロニクスカンパニー長兼 同カンパニー巻線事業部長 現在に至る	10,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	しん どう しゅん いち 進 藤 俊 一 昭和23年9月23日生	昭和46年4月 当社入社 平成9年5月 当社電力事業本部機器・配電事業部品質保証部長 平成11年3月 当社電力事業本部機器・配電事業部機器製造部長 平成12年4月 当社電力事業部機器製造部長 平成13年10月 瀋陽古河電纜有限公司総経理 平成18年6月 当社エネルギー・産業機材カンパニーエネルギー事業部長 平成19年6月 当社執行役員、エネルギー・産業機材カンパニーエネルギー事業部長 同 年10月 当社執行役員、エネルギー・産業機材カンパニーエネルギー事業部長兼同事業部配電部品部長 平成20年6月 当社執行役員常務、エネルギー・産業機材カンパニー長兼同カンパニーエネルギー事業部長 現在に至る	3,000株
9	さ どう てつ や 佐 藤 哲 哉 昭和27年12月4日生	昭和50年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成13年1月 原子力安全・保安院審議官（産業保安担当） 平成14年7月 大臣官房審議官（基準認証担当） 平成16年6月 退官 同 年7月 商工組合中央金庫理事 平成18年7月 同理事退任 同 年8月 当社執行役員、輸出管理室長 平成19年2月 当社執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長 同 年6月 当社取締役兼執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長 平成21年6月 当社取締役兼執行役員常務、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長 現在に至る	6,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	しば た みつ よし 柴田光義 昭和28年11月5日生	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 当社情報システム事業本部光デバイス開発部長 平成10年4月 当社情報システム事業本部ファイテル製品事業部光デバイス部長 平成11年6月 当社ファイテル製品事業部光デバイス部長 平成14年4月 当社ファイテル製品事業部光コンポーネント部長 同年11月 当社ファイテル製品事業部主査 平成15年6月 当社知的財産部特許戦略ユニットシニアマネージャー 平成17年6月 当社研究開発本部横浜研究所長 平成18年4月 当社研究開発本部横浜研究所長兼横浜事業所長 平成19年4月 当社経営企画室長 平成20年6月 当社執行役員、経営企画室長 平成21年1月 当社執行役員、金属カンパニー副カンパニー長 同年6月 当社執行役員常務、金属カンパニー長 現在に至る	3,000株
11	しら さわ とおる 白澤徹 昭和28年1月31日生	昭和52年4月 当社入社 平成9年3月 当社自動車部品事業本部電装部品事業部製造部長 平成11年3月 当社自動車部品事業本部LM開発プロジェクトチーム長 平成14年9月 当社研究開発本部自動車電装技術研究所長 同年11月 当社ファイテル製品事業部製造部長 平成15年8月 当社ファイテル製品部光コンポーネント部長 平成16年4月 当社情報通信カンパニーGTチーム長 平成17年4月 当社原価低減推進部主査 同年6月 当社原価低減推進部長 平成19年6月 当社執行役員、原価低減推進部長 現在に至る	3,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 *重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	あまののぞむ 天野望 昭和31年7月15日生	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 当社法務部長 平成20年6月 当社人事総務部長 平成21年3月 当社人事総務部長兼経営研究所長 現在に至る	3,000株

(注) 社外取締役候補者に関する事項

①吉野哲夫氏、金子崇輔氏および藤田純孝氏は、社外取締役候補者です。

②社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

・吉野哲夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

同氏は、直近事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において、当該年度中に開催された取締役会25回のうち21回出席し、非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験から、主に研究開発やグループ会社の管理、組織等に関する議案につき、内容を質し、事業運営に関する判断軸を提示、リスク管理・回避の方策を例示するとともに、コンプライアンス体制整備に関する提言等を行い、当社の適正な業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

・金子崇輔氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

同氏は、直近事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において、当該年度中に開催された取締役会25回のうち23回出席し、金融機関の経営者を歴任した経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、主に各種年度計画や出資、リスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、リスク管理・回避に関する提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、当社の適正な業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

・藤田純孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

同氏は、直近事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において、当該年度中に開催された取締役会25回のうち19回出席し、商社の経営者としての豊富な知識・経験から、出資や企業会計、各種年度計画等の議案につき、方針を質し、グローバル経営の視点での提言を行い、またコンプライアンス体制整備のための措置を求める等、当社の適正な業務執行に寄与してきたことから、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

③過去5年間における他の株式会社の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

・吉野哲夫氏は、平成9年6月から平成21年6月までの間、古河機械金属株式会社の取締役に就任していましたが、同社は、平成17年9月に鋼製橋梁談合事件に関して公正取引委員会より排除勧告を受け、これを応諾いたしました。また、平成20年4月に東京都下水道局発注のポンプ設備工事に関して、公正取引委員会より入札談合があったとして審決を受けました。同氏は、日頃からコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、これを推進するとともに、コンプライアンス意識の徹底を図っておりました。上記事実の判明後は、これらの事実を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守に関するあらゆる面の整備・強化につ

いて、経営の喫緊の重要課題として取り組みました。

・金子崇輔氏は、平成15年6月に株式会社神戸製鋼所の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成17年9月に鋼製橋梁談合事件に関して公正取引委員会より排除勧告を受け、これを応諾いたしました。同氏は、問題の判明まで独占禁止法に違反する事実があったことを認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しております。

また、平成18年5月に同社の加古川製鉄所および神戸製鉄所におけるばい煙の排出基準逸脱、データの不適正な取り扱いおよび所管当局に対するボイラ設備事故の未報告などの事象が社内調査で判明しました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しております。

これらの事実の発生後、同氏は、取締役会において、社内処分の適正性などについて意見表明を行い、責任の重さ等を十分に考慮した処分を求める提言を行いました。さらに、取締役会に対して、法令遵守状況の調査を強く求める提言を行いました。

平成21年2月には、加古川製鉄所、高砂製作所および長府製造所において、同社労働組合の推薦する議員候補者の後援会に対し、長年にわたりその活動費用の一部を肩代わりするという不適切な支出が行われていたことが判明いたしました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいは法令遵守の視点に立った提言を取締役会等で行い、注意喚起しております。

当該事実の発生後、同氏は取締役会において、同社は責任を十分に認識した上で、再発防止に向けて全力で取り組むべきであるとの意見表明を行っております。また、監査役会の総意として、改革と再発防止策の構築に協力をしていくとの意見表明も行われており、取締役会終了後に開催された監査役会においても、同氏は内部統制システムの運用の観点から、監査役会として独自に調査を行うことが必要であるとの提言を行いました。

・藤田純孝氏は、平成7年6月から平成20年6月までの間、伊藤忠商事株式会社の子会社として取締役を務めておりましたが、同社は、平成20年10月に、機械カンパニー産機ソリューション部門建機・海外プロジェクト部の営業課において、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械および資機材等をモンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引における、物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に実施されており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明しました。同氏は、本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等においてコンプライアンス・内部統制の強化に注力しております。

④責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、社外取締役候補者は、いずれも社外取締役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。社外取締役候補者が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

⑤その他社外取締役候補者に関する事項

・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。

・社外取締役候補者は、役員報酬を除き、いずれも過去2年間において当社または当社の特

定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。

・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

・金子崇輔氏および藤田純孝氏については、東京証券取引所および大阪証券取引所が定める独立役員届出を行っております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役小川博正氏は本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として1名を選任し、また監査機能を強化するため、社外監査役を1名増員することとし、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	ふりがな 氏 年 月 日	略 歴 * 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	やぶき かおる 矢 吹 薫 昭和25年11月18日生	昭和49年4月 当社入社 平成15年6月 当社監査部長 平成16年6月 当社監査役 平成18年6月 東京特殊電線株式会社取締役兼常 務執行役員 現在に至る 同 年同月 当社監査役退任	3,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 * 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>ころ やす けん じ 頃 安 健 司 昭和17年4月16日生</p>	<p>昭和42年4月 検事任官 平成5年4月 最高検察庁検事 同 年12月 大津地方検察庁検事正 平成8年1月 法務省官房長 平成9年12月 最高検察庁総務部長 平成11年4月 最高検察庁刑事部長 同 年12月 法務総合研究所長 平成13年5月 札幌高等検察庁検事長 平成14年6月 名古屋高等検察庁検事長 平成15年2月 大阪高等検察庁検事長 平成16年6月 同退官 同 年7月 東京永和法律事務所入所 平成17年3月 株式会社平和社外監査役 現在に至る 同 年6月 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 現在に至る 同 年同月 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役 現在に至る 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社社外取締役 同 年7月 TMI 総合法律事務所顧問 現在に至る 平成22年3月 三井住友海上グループホールディングス株式会社社外取締役退任 * TMI 総合法律事務所顧問、株式会社平和社外監査役、東海旅客鉄道株式会社社外取締役、三井住友海上火災保険株式会社社外取締役</p>	0株

- (注) 1. 矢吹薫氏は、現在当社関連会社の東京特殊電線株式会社の取締役ですが、平成22年6月24日開催の同社定時株主総会の終結の時をもって、取締役を退任します。
2. 社外監査役候補者に関する事項
- ①頃安健司氏は、社外監査役候補者です。
- ②社外監査役候補者とした理由等は、以下のとおりです。
- 頃安健司氏は、法曹として長年の経験を有していることから、法律の専門家として高い見識により、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。
- なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、さらに他社の社外取締役および社外監査役としての経験により企業法務に精通し、企業経営に関する十分な知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- ③過去5年間における他の株式会社の役員在任中に不当・不正な業務執行が行われた事実等

については、以下のとおりです。

頃安健司氏は、平成17年6月に三井住友海上火災保険株式会社の社外取締役就任し、現在に至っておりますが、同社において、終身医療保険等第三分野商品にかかる保険金の不適切な不払い、臨時費用保険金等付随的な保険金の支払いもれ等の事実があり、このため同社は平成18年6月、金融庁から保険業法第133条の規定に基づく業務の一部停止命令および同法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。

同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。従前より、同社の取締役会等において法令遵守や顧客保護を求めており、この件に関しては、同社において業務運営を抜本的に見直すにあたり、再発防止に向けた適切な対策を講ずることを求める等、その職責を果たしております。

④責任限定契約の締結の予定について

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。

頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

⑤その他社外監査役候補者に関する事項

・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に於いて当該業務執行者であった事実はありません。

・過去2年間に於いて当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。なお、当社は、同氏との間で平成16年9月から顧問契約を締結しておりましたが、同契約を平成22年4月をもって終了し、現在は顧問料の支払いはありません。

・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

・頃安健司氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会において、年額78百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社監査役の1名増員に伴い、監査役の報酬額を年額86百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議により定めることとし、決定に際しては、常勤・非常勤の別などに応じて基本金額を定めるものとします。

現在の監査役の員数は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成19年6月26日開催の当社第185回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「現プラン」といいます。）を導入し、その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、現プランの更新の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成22年4月8日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本総会における株主の皆さまのご承認を条件に更新することを決定しておりますので、お諮りするものであります。

現プランからの主な変更点は次のとおりですが、現プランの実質的内容から大幅な変更はありません。

- ①大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について、一部見直すほか必要かつ十分な範囲に限定する旨明記するとともに、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対して情報提供の期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、期限を延長することができるものとしました。
- ②当社取締役会が大規模買付ルールに基づき必要情報について追加の提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める情報が全て揃わなくとも、情報提供に係る交渉を終了し当社取締役会の評価・検討を開始する場合があることとしました。
- ③大規模買付ルールを遵守した場合でも例外的に対抗措置をとる場合は、例示する類型に該当するだけでなく、その結果として、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ④その他、①から③までの見直しに関連する引用箇所の記載の修正や金融商品取引法の施行および株券電子化などの関係法令の整備に伴う所要の修正ならびに

文言の整理等を行いました。

1. 提案の理由

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その大規模な買付等の目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考ええるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆さまが株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの等、買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆さまが適切なお判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、事業報告に記載しております会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、現プランの内容を一部変更し、本プランとして更新することといたしたいと存じます。

2. 提案の内容

(1) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行

為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(2) 第三者委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、現プランと同様に第三者委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者（注）の中から選任します。現在の第三

者委員会委員である社外監査役の工藤 正氏、社外有識者の田崎 雅元氏、同じく松尾 邦弘氏は、本プラン更新後も引き続き第三者委員会委員として就任予定です。(略歴につきましては、別紙2をご参照願います。)

第三者委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。第三者委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、第三者委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、第三者委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(3) 大規模買付ルールの概要

1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会が大規模買付者から意向表明書を受理した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

2) 大規模買付者による必要情報の提供

当社は、上記1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストにしたがい、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者(実質の提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
- ⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定している当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくとも、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、第三者委員会に提出するとともに、株主の皆さまのご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

3) 当社取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家

(投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

(4) 大規模買付行為が為された場合の対応方針

1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っ

ている場合

- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記(3)3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動または不発動について判断を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記1) で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

3) 対抗措置発動の停止等について

上記1) または2) において、当社取締役会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を受けた上で、効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、第三者委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

(5) 株主・投資家に与える影響等

1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の

意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記(4)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(4)に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取るにより、大規模買付者等以外の株主の皆さまは、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆さま（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限り）に関しましては、他の株主の皆さまが当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的

権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。また、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまは新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不測の損害が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

3) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に対抗措置を行うことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

(6) 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本総会での承認により同日から発効することとし、有効期限は、平成25年6月開催予定の定時株主総会の終結時とします。

本プランは、本総会により更新が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合等には、必要に応じて第三者委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以 上

(別紙1)

第三者委員会規程の概要

- ・ 第三者委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 第三者委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 第三者委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 第三者委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

第三者委員会の委員略歴

本プラン更新後の第三者委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

工 藤 正 (くどう ただし)

昭和42年4月 株式会社第一銀行入行

平成7年6月 株式会社第一勧業銀行取締役

平成9年5月 同行常務取締役

平成10年5月 同行専務取締役

平成11年4月 同行取締役副頭取

平成14年1月 同行取締役副頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役

同 年4月 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役

平成15年1月 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼株式会社みずほホールディングス取締役

平成16年3月 株式会社みずほ銀行取締役頭取退任

株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役退任

株式会社みずほホールディングス取締役退任

同 年4月 株式会社みずほ銀行理事

平成17年6月 当社社外監査役 (現在に至る)

平成21年3月 株式会社みずほ銀行理事退任

同 年4月 中央不動産株式会社特別顧問 (現在に至る)

田 崎 雅 元 (たざき まさもと)

昭和33年4月 川崎航空機工業株式会社 (現・川崎重工業株式会社) 入社

平成元年12月 Kawasaki Heavy Industries (U.S.A.) Inc. 取締役社長

平成4年6月 川崎重工業株式会社取締役

平成8年6月 同社常務取締役

平成9年6月 同社専務取締役
平成12年6月 同社取締役社長
平成17年6月 同社取締役会長
平成21年6月 同社相談役（現在に至る）

松 尾 邦 弘（まつお くにひろ）

昭和43年4月 東京地方検察庁検事
平成8年1月 松山地方検察庁検事正
同 年12月 東京地方検察庁次席検事
平成10年4月 最高検察庁検事
同 年6月 法務省刑事局長
平成11年12月 法務事務次官
平成14年1月 最高検察庁次長検事
平成15年9月 東京高等検察庁検事長
平成16年6月 検事総長
平成18年6月 同辞職
同 年9月 弁護士登録（現在に至る）

上記の各委員と当社の間には、特別の利害関係はありません。なお、当社の社外監査役である工藤正氏については、東京証券取引所および大阪証券取引所が定める独立役員の出出を行っております。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

以 上

本プランの概要 (大規模買付行為開始時のフローチャート)

【ご参考】

が現プランからの修正点

大規模買付者

大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付ルール

大規模買付者から
意向表明書の提出

意向表明書を提出し
ない突然の買付行為

取締役会から
必要情報のリストの提出

必要情報の内容を「必要かつ十分な範囲に限定する」等

大規模買付者から
必要情報の提出

必要な情報を提供
しない買付行為

必要情報の一部が提供できない場合でも、合理的な説明があれば取締役会での評価・検討を開始

必要に応じ、情報提供の期限の設定、合理的な理由があれば期限延長可

取締役会評価期間
最長 60 日または最長 90 日

取締役会評価期間を
与えない買付行為

- ・買収提案の評価・検討
- ・取締役会の意見表明
- ・代替案の提示

企業価値を著しく損なう
と判断される場合

対抗措置発動を諮問

発動・不発動を判断

第三者委員会

諮問

報告

勧告

取締役会

ルール逸脱を確認
対抗措置発動を諮問

発動・不発動を判断

発動判断
の場合 (*)

ルール遵守の場合は
原則 対抗措置は不発動

不発動を
判断の場合

発動判断
の場合

対抗措置の発動

(TOB 等の大規模買付行為に応じるか否か)

株主の皆様のご判断

対抗措置の発動

(*) 例外的に対抗措置を発動する場合:

グリーンメーラーである場合、焦土化経営・資産流用・一時的高配当を目的とする場合等

上記の類型に該当するだけでなく、その結果として企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限定

(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

I. インターネットによる議決権の行使について

1. 行使に際してご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合、次の事項をご了承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(下記URLをご参照ください)をご利用いただくことによるのみ可能です。また、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。総会毎に、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 議決権行使書用紙とインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合、最後の行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (4) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしてください。ただし、午前3～5時はアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成22年6月28日(月曜日)午後5時までに、議案の賛否の登録等を行ってください。

3. ご利用環境について

- (1) パソコン：Windows機種(携帯電話、PDAおよびゲーム機には対応しておりません)
- (2) ブラウザ：Microsoft Internet Explorer5.5以上
- (3) インターネット環境：プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- (4) 画面解像度：1024×768ピクセル以上をご推奨いたします。

4. セキュリティについて

本インターネットによる議決権行使におきましては、情報が改竄・盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用しております。

なお、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものですので、他人に絶対知られないようご注意ください。また、当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

II. (機関投資家向け) 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

【お問い合わせ先】

1. インターネットによる議決権行使に関する専用お問い合わせ先(パソコンの操作方法等)
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話0120-768-524(フリーダイヤル)(受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後9時)
2. 上記1以外の株式事務に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話0120-288-324(フリーダイヤル)(受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時)

×

☺

株主総会会場略図

会場 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間
電話 (03) 3432-1111

下車駅 J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅から 徒歩約10分
(北口)

都営地下鉄三田線 御成門駅から 徒歩約1分
(A1出口)

都営地下鉄浅草線 } 大門駅から 徒歩約7分
都営地下鉄大江戸線 } (A6出口)



お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。